

倫理法・倫理規程セルフチェックシート

(課長補佐級以上職員用⑧)

国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に関する基本的事項についての理解度チェックです。各設問を読んで、正しいものに「○」を、間違っているものに「×」を記入してください。

番号	問 題	解答欄
1	管理職の職員は、少なくとも毎年1回、倫理に関する研修を受講しなければならないことが、倫理規程に定められている。	
2	立入検査や契約の相手方となっている事業者は、当該事業者と折衝するなど直接の業務担当である自分の部下にとっては利害関係者になるが、その事業者と面識はなく、決裁ルートにあるだけの自分にとっては利害関係者に当たらない。	
3	利害関係者と割り勘で飲食をするに際し、自分で飲食店に電話し、3千円のコース料理を予約した。金額が明確なコース料理ということもあり、会費は飲食前に徴収し、最終的な会計は利害関係者にお任せした。実際の支払額は1人当たり「3千円＋税」だったようで消費税分は利害関係者が負担したが、「割り勘」とは税抜き価格をいうため、今回のケースは倫理規程の禁止行為には該当しない。	
4	補助金事業が適切に執行されているか確認するため現地視察を行うに当たり、まず利害関係者に当たる地方公共団体を訪問したところ、「同じ現場に同行するので我々の官用車に同乗してはどうか」との提案があった。目的地が同じであり、時間を有効に活用できることから、この官用車に同乗しても倫理規程上何ら問題ない。	
5	利害関係者と割り勘で飲食を行うに当たり、1人当たりの自己負担額は1次会4千円、2次会6千円であった。自己負担額が1次会・2次会合計で1万円を超えていないため、倫理監督官へ事前に届ける必要はない。	
6	事業者からの依頼で勤務時間中に講演を行うことについて、依頼元が利害関係者であれば報酬を受け取ることはできない。他方、このような講演の依頼元が利害関係者以外であれば、報酬額が社会通念上相当と認められる程度のものであれば何ら問題ない。	
7	自分(行政職俸給表(一)5級以上)は、1か月前から他省に出向しているが、2か月前に受けた贈与について贈与等報告書を提出する時期となった。この場合の贈与等報告書の提出先は、出向前に属していた省となる。	
8	育児休業、病気休職、研究休職など、休業・休職により職務に従事しない職員は、贈与等報告書の提出が免除されている。	
9	管理職である自分は、同僚から「あなたの部下は、利害関係者から繰り返し供応接待を受けているとの噂がある」との話を聞いた。あくまで噂の段階であるため、自分は倫理事務担当者からの調査依頼があるまで、疑いのある部下に対しても同僚に対しても事情を聞いたりしない方がよい。	
10	倫理法等違反が疑われる行為について相談・通報しようとする場合、まずはその行為をした職員が所属する府省等の相談・通報窓口へ連絡しなければならない。	